主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由一1について

本件記録に徴しても、所論の点に関する原審の措置に所論の違法があるとは認められない。論旨は採用することができない。

同一2について

人事訴訟事件について検察官が人事訴訟手続法五条一項、二六条に基づき弁論期 日に立会い意見を陳述することはその期日における事件の審理及び判決をするため の手続的要件をなすものではないと解すべきであるから(大審院大正九年(オ)第 七二五号同年――月一八日判決・民録二六輯―八四六頁参照)、原判決に所論の違 法はない。論旨は、独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、採用する ことができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	牧		圭	次
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_
裁判官	大	橋		進